

議会運営委員会会議記録（概要）

令和5年8月25日（金）

開 会（午後1時30分）

島田議長

本日は、令和5年第3回定例会の日程等について協議をお願いします。

なお、所沢市議会災害等対応マニュアル・議会機能継続計画（BCP）に基づく防災訓練を定例会初日に行うこととしましたのでお知らせします。

【議 事】

(1) 令和5年第3回定例会の日程等について

①市長提出議案の報告等

中村副市長

議案件名表のとおり、議案第79号から議案第117号まで及び認定第1号から認定第10号までの49件を提出します。（※議案第79号から議案第117号まで及び認定第1号から認定第10号までの議案の概要を説明）

②会期予定（案）等の説明

※瀧澤議会事務局参事が日程概要（案）と会期予定表（案）に基づき説明

③一般質問者数の確認

公明党	5人
至誠自民クラブ	5人
自由民主党・無所属の会	5人
日本共産党所沢市議団	4人
市民クラブ未来	2人

さきがけ 2人

ところざわ市民会議 2人

参政党 1人

※以上、26人から通告があった。

粕谷委員長

一般質問の日数は5日間、1日目から4日目までは1日6人、5日目が2人となります。

④会期日程の決定

粕谷委員長

その他の会期予定は、案のとおりでよろしいですか。(委員了承)

⑤一般質問順位の決定(抽選)

休 憩(午後1時50分)

再 開(午後1時57分)

一般質問順位について、別紙のとおり決定した。

⑥一般質問通告締切日時について

9月4日(月)議案調査日1日目の正午

粕谷委員長

一般質問通告書については、事務局で様式の不具合の修正をしていますのでデスクネットネオのトップページの様式での提出をお願いします。

⑦議案質疑通告締切日時について

9月5日(火)議案調査日2日目の正午

粕谷委員長

議案質疑通告書についても、事務局で様式の不具合の修正をしていますのでデスクネットネオのトップページの様式での提出をお願いします。

す。

⑧議員提出議案提出締切日時について

9月11日（月）一般質問調査日・議事整理日1日目の正午

粕谷委員長

議員提出議案提出締切日時は、亀山委員から配信から協議までの時間が短いとの意見が第2回定例会の際にあったことから、変更していますので御了承願います。

⑨請願・陳情書受付締切日時について

8月28日（月）正午

(2) 議会運営に関する事項について

①出席要求について

粕谷委員長

出席要求については、6月定例会前において、副市長、総務部長からの全員出席、登壇の使用についての申し入れ、また、市長から議会出席者に係る協議の場の設定の依頼がありました。出席要求について、整理しますと、地方自治法第121条で、「議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められた場合には、議場に出席しなければならない。」と規定されています。この規定によって、執行機関側は、議長からの出席要求がある場合には、議場に出席しなければならないこととする一方で、当然には議場に出席するものではないことと解釈されます。議長は、議案の審議に必要な説明のために出席を求め、求められた執行部には出席義務が課せられることになるため、第2項において議場への出席を求める場合には、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しな

ければならないことが規定されています。この第121条の規定については、通年会期制であるか否かにかかわらず規定となっているため、これまで通年会期制とは切り離して協議をすると整理しています。この規定の趣旨を踏まえた上で、改めて執行部と協議を行いたいと思いますので御了承願います。つきましては、9月定例会における出席要求については、6月定例会と同様とすることよろしいですか。（委員了承）

川辺委員

我が会派としては、以前の執行部からの要望もあったことから全員出席でよいと考えるが、こういった議論はしないのか。

粕谷委員長

今、説明したとおり第121条の規定を整理した上で、改めて執行部と協議を行い、その上で皆さんと協議を行いたいと考えています。

入沢委員

もう一度執行部と話をされるということは分かった。うちの会派も公明党と同じ考えを持っているので、今後執行部と話をしていただきたい。

②通年会期制の導入について

・市民説明会について

粕谷委員長

市民説明会については、11月21日、22日の2日間において、4か所のまちづくりセンターで開催することが確認されています。まずは8月15日発行の市議会だよりで開催の告知をしたところです。開催の告知等について御意見もありましたので、今後の広報については、11月に広聴広報委員会で開催する議会報告会の開催が2回予定されていることから、広聴広報委員会と連携して、市民説明会と議会報告会の2つのイベントをまとめて1つのポスターにすることやチラシ、広報ところ

ざわも同一の記事とし、効率的な周知となるよう工夫したいと考えております。なお、ポスターやチラシ案等については、9月定例会中の議会運営委員会において案の確認をした上で、まちづくりセンター等に掲示、配架することとしてよろしいですか。（委員了承）

③議会基本条例の見直しについて

粕谷委員長

6月定例会中の6月20日の議会運営委員会において、議会基本条例第35条の規定による見直しのため、前期4年間の議会改革評価表や議会基本条例の逐条解説等を参考に見直しが必要な項目等の意見の提出をお願いしたところです。約2か月経過した現時点において、いずれの会派からも意見がありませんでした。意見がないことから、同条第1項の規定による検討結果は、おおむね条例の目的が達成されているものと評価し、同条第2項による適切な措置を講じる必要は現時点では見当たらないため、見直しは行わないとしたいと思っておりますので御了承願います。

（委員了承）

④決算特別委員会の審査日程について

粕谷委員長

決算特別委員会の審査日程については、6月20日の議会運営委員会において、通年会期制の試行を前提として9月定例会閉会直後に、集中的に審査することが確認されております。また、昨年議会運営委員会の決算特別委員会の審査日程の協議においては、通年会期制となった場合には、会期中の議案の審査であることから、通常の委員会審査と同様に、議会運営委員会において日程を決定することが確認されています。決算

特別委員会の審査日程の固定化については、あらかじめ委員長案を配信しております。スケジュールの固定化が通年会期制のメリットの一つとされていることから、9月定例会の閉会日の翌々日を決算特別委員会の審査の初日としたいと考えています。この場合において、年間スケジュールとしては、毎定例会の一般質問5日目を閉会日として示すこととし、一般質問5日目の閉会日の翌々日を決算特別委員会の審査初日とする形で固定化することと整理しています。もし一般質問が4日間だった場合には、4日目の閉会日から中2日後に決算特別委員会の初日となります。一般質問の日数に左右されない形での固定化を想定しています。また、審査日数を4日間としているのは、過去数年の実績として平均4日間であることから、4日間としたものです。9月定例会の決算特別委員会の審査日程については、9月29日（金）、10月2日（月）、3日（火）、4日（水）の4日間とすることよろしいでしょうか。

矢作委員

9月定例会が終わって、何日かして決算特別委員会ということで、ここ2、3年やっていると思うが、うちとしてはできれば5日間くらい空けてほしいという要望である。あと質問だが、27日が今回5日目ということでその翌々日の29日から決算特別委員会の1日目ということで説明があつたが、先ほど、委員長から一般質問が4日だった場合には、中2日となるという説明だったが、それがよく理解できない。もう一度説明していただきたい。

粕谷委員長

まず、一般質問が5日となるか、4日となるか、3日となるかですが、

通年会期制となった場合には、その1年間の議会の年間スケジュールを示す予定です。スケジュールを示す場合には、原則として一般質問を5日間として設定しますので、そういった意味で9月定例会も5日間とした場合に1日空けて翌日という形になります。5日間を空けることについては、決算特別委員会については、議会運営委員会の協議において9月定例会閉会后速やかに決算特別委員会を開催することが確認されていることから、できるだけ、間を空けない日程とすることを考えています。執行部側は、議会が終わってすぐは大変ということがあるかと思いますが、監査等もすでに終わっており、準備については、大丈夫であると考えています。議会側についても、既に本日議案や議案資料も配られていますことから、準備期間としては十分確保されていると思います。また、日にちを空けてしまうと、戦没者追悼式など例年行われている10月の行事等と重なることから、10月初旬までには審査を終えることがベストであると判断したものです。

矢作委員

案の説明をしていただいたが、前は10月の半ばまでかかっていたと思う。1日審査して1日空いてといった形であった。試行的にやるということでここ2、3年やったが、やってみた結果、会派としては、やはり間に日にちを入れていただきたいというのが要望である。一般質問5日ということとなると中1日しかないので、もう少し余裕をもって準備をしたいというのが要望である。

粕谷委員長

4日間の中で間に日にちが欲しいということですか。それとも一般質

問から決算特別委員会審査までに日にちが欲しいということですか。

矢作委員

4日間の中でということが可能であればそれもいいと思うが、できれば9月定例会が終わって3日間くらい空けていただきたい。連続して審査が続いても構わないが、準備期間が中2日くらい、できれば中3日ほしい。

粕谷委員長

準備期間については、先ほども申し上げたとおり、既に資料を配付されていますので、準備をするかしないかの話であると思います。

今年はこの案でよろしいですか。

矢作委員

中1日ということだが、できればもう1日の中2日にできないか。

粕谷委員長

先ほども申し上げたとおり、戦没者追悼式があります。もし仮に4日間で終わらなかった場合に、審査日を延長した場合には、ぶつかってしまいう可能性もあり、10月はいろいろな行事が多くあることから、なかなか日程を調整することが難しくなります。

矢作委員

前は予備日があったが、予備日はないが、審査が終わらなければ5日目まで延長するということがあり得るという想定で案を作成しているのか。

粕谷委員長

そこまで想定して作成したわけではないが、仮にそういった事態が発生した場合にはクリアできるものと思いました。予備日は通年会期制ではないという整理です。

事務局から今回このスケジュールとなった要因として、安養市への訪問が3日間あるため、9月下旬のスケジュールがタイトとなっており、

この3日間がなければ2日間を空けることも可能ということです。

定例会閉会后速やかにということからすると、あまり期間が開いてしまうのはよくないので、2日間程度であれば問題ないかと思います。通年会期制となった場合に、固定化ということで2日間を空けて決算と育別委員会とすることは可能であると考えます。

矢作委員

会派で確認したいので休憩をお願いしたい。

休 憩 (午後2時18分)

再 開 (午後2時23分)

矢作委員

今年は安養市訪問が入っているということで承知した。会派としては5日間くらい準備期間が欲しいことを申し上げておく。来年は日程も変わってくると思うので、今年の結果について意見を出させていただきたい。

粕谷委員長

9月定例会の決算特別委員会の審査日程については、9月29日(金)、10月2日(月)、3日(火)、4日(水)の4日間となりますので、御了承願います。(委員了承)

4 その他

・休会の取扱いについて

粕谷委員長

その他として、9月20日から22日までの安養市訪問に伴う休会の取扱いについてです。この3日間は土、日と同じ休会の取扱いとなりますので御了承願います。議案調査日や一般質問調査日としての休会ではありません。そのため、申し合わせ事項の「一般質問の執行部とのヒア

リングは質問日の前々日までに終わらせる」としている「前々日」には含まれないことや「一般質問における「その他」は1項目、内容は1件とし、事前に担当者に通告する」としている「事前」に含まないこととなりますので御留意ください。

・ 指定管理者の指定に係る議案質疑について

粕谷委員長

今定例会では指定管理者の指定に係る議案が提出されております。令和2年12月3日の議会運営委員会において、指定管理者の指定に係る議案で関連があるものについては、一括して質疑ができることが確認されています。指定管理者の指定に係る議案質疑では、個別の施設の質疑なのか、指定管理者の指定の全体に係る質疑なのか不明確となる場合があります。複数の議案に共通した質疑となる場合には、当該指定管理者の指定に係る議案の質疑冒頭において、「議案第何号と議案第何号は、関連しているので一括して質疑します」といった形で質疑の対象となる議案を明確にして質疑するようお願いいたします。

矢作委員

先ほど、委員長から20日から22日までの休会については土日と同じためヒアリング等の日にちに含めないということであったが、6月定例会ではヒアリングは一般質問調査日の3日間で終わらせることとなっていたが、9月定例会はそうではないということか。

粕谷委員長

6月定例会と同様に一般質問調査日の3日間で終えることとなりますが、答弁調整やヒアリング後の緊急事案の発生に伴うその他の質問については、その3日間は日数に含まれないということです。

矢作委員

ヒアリングは何日までに終わらせるのか。

粕谷委員長

9月11日、12日、13日の3日間までとなります。

矢作委員

質疑の調整で打ち合わせをしたいという場合も20日、21日、22日はやれないということか。

粕谷委員長

基本的にはしないようお願いしたいと思います。ただし、執行部からの要望で議員の了解があればやぶさかでないものと考えます。

散 会 (午後2時28分)